

第 3 4 号 議 案 （ 議 員 提 出 議 案 ）

島 本 町 議 会 の 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例 に つ い て

島 本 町 議 会 の 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条
例 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 7 年 3 月 1 7 日 提 出

提 出 者 島 本 町 議 会 議 員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大 久 保 孝 幸	福 嶋 保 雄
中 田 み どり	東 田 正 樹
平 井 均	伊 集 院 春 美
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提 案 理 由

刑 法 及 び 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号
の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 一 部 改 正 に 伴 い 、 所 要 の 改 正 を 行 う も
の。

島本町条例第 号

島本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

島本町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年島本町条例第１号）の一部を次のように改正する。

目次中、「開示、訂正及び利用停止等」を「開示、訂正及び利用停止」に改める。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定及び次項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第 1 号決議案

1 1 自治会から J R 島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

標記の決議案を島本町議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

提出者 島本町議会議員

川 嶋 玲 子	野 口 日利美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大久保 孝 幸	福 嶋 保 雄
中 田 みどり	東 田 正 樹
平 井 均	伊集院 春 美
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提案理由

町に対し、J R 島本駅を利用する方々の利便性の向上及び安全性の確保のため、町として課題解決に取り組むよう強く求めるため。

1 1 自治会から J R 島本駅に関わる要望活動において島本町として課題解決に向けた取組を求める決議

島本町長におかれては、島本町政並びに島本町の各種課題に向け、尽力されていることに敬意を表する。

さて、J R 島本駅西地区が土地区画整理事業として認可され開発が進められるなか、島本町の玄関口のひとつとなる島本駅の乗降客数の増加により、改札周辺及びホームなどの混雑並びに安全面について、周辺自治会をはじめ、地域住民の方から各議員に対し不安の声が届いている状況である。

そのため、早急に何らかの対策を講じる必要があることは明白であり、住民の皆様の実便性の向上および安全性の確保は急務であると考えます。

よって、島本町議会は自治会や一町民だけに活動させることなく、強いリーダーシップのもと、島本町として一丸となり、課題解決に取り組まれることを強く求める。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 1 7 日

大阪府三島郡島本町議会